社会福祉法人豊聖福祉会
特別養護老人ホームほうせい園

短期入所生活介護（空床型）及び介護予防短期入所生活介護（空床型）事業運営規程

平成１２年３月３０日制定
平成１４年１月３０日改正
平成１５年２月２４日改正
平成１７年３月２８日改正
平成１７年９月１２日改正
平成１８年４月１日改正
平成１９年４月１日改正
平成２１年３月２７日改正
平成２４年３月１６日改正
平成２７年５月２２日改正
平成３０年３月２７日改正
令和元年９月６日改正
令和４年３月１７日改正
令和６年３月２１日改正

（事業の目的）

第１条　要介護者に対し、適正な短期入所生活介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）を提供することを目的とする。

２　要支援者に対し、適正な介護予防短期入所生活介護サービス（以下「介護予防短期入所サービス」という。）を提供することを目的とする。

（短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの運営の方針）

第２条　短期入所サービスの運営の方針は次のとおりとする。

（１）事業所は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（２）事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った短期入所サービスの提供に努めるものとする。

（３）事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

２　介護予防短期入所サービスの運営の方針は次のとおりとする。

（１）事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（２）事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った介護

予防短期入所サービスの提供に努めるものとする。

（３）事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の介護予防サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（短期入所サービスと介護予防短期入所サービスの一体的運営）

第３条　短期入所サービスと介護予防短期入所サービスは、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称）

第４条　事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）事業所の名称　　特別養護老人ホームほうせい園

（２）事業所の所在地　　新潟市北区葛塚６１８番地

（短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの利用定員）

第５条　併設する特別養護老人ホームの入所定員の範囲内において、入院等をした入所者の居室を利用して、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスを提供できるものとする。

（従業員の資格）

第６条　当事業に従事する者を、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、栄養士及びこれを補助する者とする。

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第７条　事業者は管理者及び職員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

（１）管理者　　１人（常勤兼務）

・事業運営の管理について、適正な資質を有するものとする。

・管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携・備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう総括する。

（２）医師　　１人（非常勤嘱託兼務）

・医師とする。

・利用者の健康管理、療養上の指導を行う。

（３）生活相談員　　１人以上（常勤兼務）

・社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事任用資格とする。

・作成された介護計画に従い、介護指導、生活指導等を行う。

（４）看護職員　　３人以上（常勤兼務）

・看護師又は准看護師とする。

・作成された介護計画に従い、健康チェック、看護指導、生活指導を行う。

（５）介護職員　　２７人以上（常勤兼務）

・作成された介護計画に従い、入浴介助、食事介助、送迎等を行う。

（６）機能訓練指導員　　１人以上（常勤兼務）

・看護職員等で機能訓練を行う能力を有すると認められる者とする。

・作成された機能訓練計画に従い、日常動作訓練を行う。

（７）　栄養士　　１人（常勤兼務）

・管理栄養士又は栄養士とする。

・利用者の献立の作成、栄養管理、指導等を行う。

（８）　その他(パート職員)　　若干名

２　前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

３　第１項の定めにかかわらず特別養護老人ホームに勤務する従業者の配置によるものとする。

（営業日及び営業時間）

第８条　営業日及び営業時間を次のとおりとする。

（１）営業日　年中無休とする。

（２）営業時間　介護業務は、１日２４時間とする。ただし、送迎時間は、原則として午前８時３０分から午後５時３０分までとするが営業時間外の希望があった場合は、サービスの提供を行うこととする。

（短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの内容）

第９条　短期入所サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

（１）　短期入所サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。

（２）　短期入所サービスは、居宅介護支援事業者等と連携をとること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

（３）　職員は、短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

（４）　事業所は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（５）　事業所は、自らその提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

２　介護予防短期入所サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

（１）介護予防短期入所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

（２）介護予防短期入所サービスは、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

（３）介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、利用者がその有する能力を最

大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

（４）職員は、介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

（５）事業所は、介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（６）事業所は、自らその提供する介護予防短期入所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業を実施する地域は、新潟市北区及び聖籠町とする。

（介護報酬及びその他の費用の額）

第１１条　短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額とし、法定代理受領サービスの場合は、法に定める利用者負担割合による額を利用料とする。

２　前項に掲げる利用料とは別に次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

（１）食事の提供に要する費用

１日当たり　１，６００円

ただし、朝食４５０円、昼食６５０円、夕食５００円とし、１食単位で費用の支払いを受けるものとする。

（２）滞在に要する費用

多床室　　１日当たり　　９２０円

従来型個室　　１日当たり　１，２４０円

（３）利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

実費

（４）理美容代

実費

（５）おやつ代

実費

（６）　日常生活において通常必要となる費用で利用者に負担させることが適当と認められるもの

ア　利用者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品の費用

実費

イ　利用者の希望によって提供する日常生活に必要な教養娯楽に係る費用

実費

３　第１項、第２項第１号及び第２号に掲げる費用について、保険者から交付された利用者負担額減免確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用

料の減免を行うものとする。

４　第１項及び第２項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

ただし、第２項第１号及び第２号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとする。

５　その他、新たに費用の徴収が必要となった場合や変更となった場合等は、その都度、利用者又はその家族等に対し説明し、同意を得るものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第１２条　サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

（１）サービスの利用にあたり、担当職員の指示に従うこと。

（２）担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合があること。

（３）サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること。

（４）サービス利用日の朝体温を計測し、その結果をサービスの利用に先立って担当職員へ報告すること。

（５）サービス利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。

（６）サービスの利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること。

（緊急時の対応方法）

第１３条　職員は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供中に利用者の病状・状態に急変が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講じることとする。

２　職員は、前項について処置したときは、速やかに管理者及び主治医に報告する。

（事故発生時の対応）

第１４条　管理者は、利用者に対する短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、利用者に対する短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

３　事業所は、第１項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

（非常災害対策）

第１５条　事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立てるものとする。

２　管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年２回以上実施する等利用者の安全に対して万全を期すものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１６条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その

結果について、職員に周知徹底を図る。
（２）虐待の防止のための指針を整備する。
（３）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当職員を置く。
２　事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（衛生管理等）

第１７条　事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
２　事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

（秘密の保持）

第１８条　職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
２　事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
３　事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（苦情等への対応）

第１９条　事業所は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。
２　事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。
３　事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
４　事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

（地域との連携）

第２０条　事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

（職員の研修）

第２１条　事業所は、職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

附　則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１４年４月１日から施行する。
附　則（平成１５年２月２４日改正）
この規程は、平成１５年４月１日から施行する。
附　則（平成１７年３月２８日改正）
この規程は、平成１７年４月１日から施行する。
附　則（平成１７年９月１２日改正）
この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。
附　則（平成１８年４月１日改正）
この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則（平成１９年４月１日改正）
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則（平成２１年３月２７日改正）
この規程は、平成２１年５月１日から施行する。
附　則（平成２４年３月１６日改正）
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則（平成２７年５月２２日改正）
この規程は、平成２７年８月１日から施行する。
附　則（平成３０年３月２７日改正）
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則（令和元年９月６日改正）
この規程は、令和元年１０月１日から施行する。
附　則（令和４年３月１７日改正）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和６年３月２１日改正）
この規程は、令和６年４月１日から施行する。